

2021年2月15日

組合員各位

開業医共済協同組合  
理事長 谷田部 雄二



## 令和3年福島県沖を震源とする地震による災害に対する非常取扱いについて

令和3年福島県沖を震源とする地震による被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

開業医共済協同組合では、この度の地震により災害救助法が適用された地域（当組合事業地区内に限る）の被災された皆さまへの非常取扱いを下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。なお今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取り扱いいたします。

### 記

#### 1. 対象地域

【福島県】福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町

#### 2. 取扱内容・受付期間

##### (1) 開業医共済休業保障制度に関する掛金の払込猶予期間の延伸

掛金のお払込みが一時的に困難な場合、当組合にお申出いただくことで、通常の払込猶予期間（約款第24条3項）を含めて、最長6か月間延伸いたします。

#### 3. 取扱代理店

##### 【福島県】

福島県保険医協同組合（TEL: 024-531-1151 FAX: 024-531-1153）

〒960-8252 福島県福島市御山字中屋敷 96

以上